

令和7年度 第2回  
韮崎市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日時：令和8年2月12日（木）  
午後2時00分～  
場所：市役所別館201会議室

## 次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 協議・報告事項

- (1) 韮崎市国民健康保険税の改定について
- (2) 韮崎市国民健康保険の現況について
- (3) 令和7年度韮崎市国民健康保険特別会計の状況について
- (4) 令和8年度韮崎市国民健康保険特別会計当初予算について
- (5) 令和8年度韮崎市国民健康保険事業計画（案）について
- (6) その他

6 その他

7 閉会



# (1) 韮崎市国民健康保険税の改定について

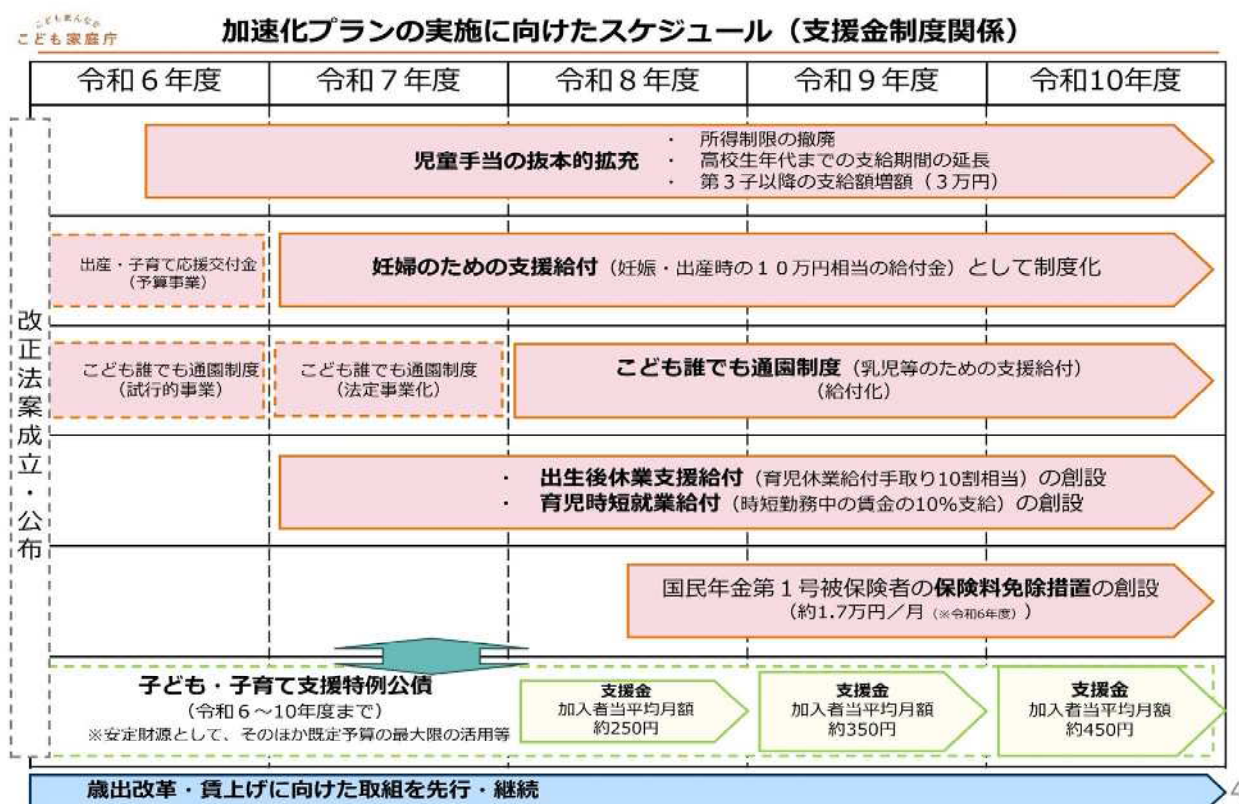
## 1. 子ども・子育て支援金制度の概要について

### (1) 子ども・子育て支援金制度の創設

○少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充を図ることとなった。

こうした大きな給付拡充に当たっては、若い世代の方々が将来に見通しを持るとともに、経済施策と調和した財政枠組みとするよう、安定財源を確保する必要性が示された。

○そのため、こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設することとなった。



## (2) 子ども・子育て支援金制度の内容

○政府は、国が負担する部分等を除いた部分に充てるため、令和8年度から毎年度、健康保険者等（全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合）から、支援納付金を徴収する。（令和8年度 概ね6,000億円、令和9年度 概ね8,000億円、令和10年度 概ね1兆円）

○国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、現行の医療保険制度に準ずる形で実施する。

○国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割の10割軽減の措置を講じる。

○子ども・子育て支援金の負担額については、令和8年度は負担額を抑え、令和8年度から令和10年度にかけて本来の負担額へ近づくよう段階的に改定を行っていく。

子ども家庭庁 子ども家庭庁 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円未満、保険料額は100円未満）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たりの医療保険料額（令和3年度実績）（注）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 （参考）被保険者一人当たり450円	400円 （参考）被保険者一人当たり600円	500円 （参考）被保険者一人当たり600円	10,800円 （参考）被保険者一人当たり17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 （参考）被保険者一人当たり400円	350円 （参考）被保険者一人当たり550円	450円 （参考）被保険者一人当たり700円	10,200円 （参考）被保険者一人当たり16,300円	4.3%
健保組合	300円 （参考）被保険者一人当たり500円	400円 （参考）被保険者一人当たり700円	500円 （参考）被保険者一人当たり650円	11,300円 （参考）被保険者一人当たり19,300円	4.5%
共済組合	350円 （参考）被保険者一人当たり550円	450円 （参考）被保険者一人当たり750円	600円 （参考）被保険者一人当たり950円	11,800円 （参考）被保険者一人当たり21,600円	4.3%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 （参考）一世帯当たり350円	300円 （参考）一世帯当たり450円	400円 （参考）一世帯当たり600円	7,400円 （参考）一世帯当たり11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	6,300円	5.3%

令和7年3月子ども家庭庁資料より

## 2. 子ども・子育て支援金の国民健康保険税率について

山梨県は、子ども・子育て支援金について、次の方針を示しています。

- 賦課方式は、所得割・均等割・平等割の3方式とする。
- 所得割・均等割・平等割の割合は 50：35：15 とする。

また、県より、本市の令和8年度子ども・子育て支援金に係る納付金・標準保険税率について、次のとおり通知がきています。

納付金	17,793,648 円			
標準保険税率	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割※1
	0.27%	1,230 円	792 円	54 円

※1 18歳未満の均等割軽減分を、18歳以上被保険者で按分することとされている

標準保険税率は、あくまで県の試算であるため、市町村において、必要税率等を計算する必要があります。そのため、本市においても、県の示す方針、納付金額及び収納率を勘案し算定したところ、以下のとおり算出されました。

所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
0.27%	1,200 円	800 円	100 円

県の示す標準保険税率と概ね同等の結果となったため、令和8年度子ども・子育て支援金の負担については、上記税率で被保険者の皆さまにお願いしたいと考えております。

なお、賦課限度額については、30,000 円となることが見込まれています。

※一人あたり平均賦課見込額（賦課見込額/18歳以上被保険者数） 3,625 円（年）  
（302 円/月）

	(年収108万円以下)		(年収125万円)		(年収135万円)		(年収170万円)		(年収190万円)		(年収230万円)		(年収270万円)		(年収330万円)		(年収478万円)				
	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	年税額	月額 (参考)	
軽減	7割軽減		5割軽減		2割軽減		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		
賦課額	600	50	1,500	125	2,900	242	4,900	408	6,300	525	9,000	750	11,700	975	14,400						
所得割	0		459		1,269		2,889		4,239		6,939		9,639		12,339						
均等割	390		650		1,040		1,300		1,300		1,300		1,300		1,300						
平等割	240		400		640		800		800		800		800		800						
軽減	7割軽減		5割軽減		5割軽減		2割軽減		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		
賦課額	1,000	83	2,100	175	2,900	242	5,600	467	7,600	633	10,300	858	13,000	1,083	15,700						
所得割	0		459		1,269		2,889		4,239		6,939		9,639		12,339						
均等割	780		1,300		1,300		2,080		2,600		2,600		2,600		2,600						
平等割	240		400		400		640		800		800		800		800						
軽減	7割軽減		5割軽減		5割軽減		5割軽減		2割軽減		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		
賦課額	1,800	150	3,400	283	4,200	350	5,800	483	9,000	750	12,900	1,075	15,600	1,300	18,300						
所得割	0		459		1,269		2,889		4,239		6,939		9,639		12,339						
均等割	1,560		2,600		2,600		2,600		4,160		5,200		5,200		5,200						
平等割	240		400		400		400		640		800		800		800						
軽減	7割軽減		5割軽減		5割軽減		5割軽減		2割軽減		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		軽減なし		
賦課額	1,000	83	2,100	175	2,900	242	4,500	375	6,900	575	10,300	858	13,000	1,083	15,700						
所得割	0		459		1,269		2,889		4,239		6,939		9,639		12,339						
均等割	780		1,300		1,300		1,300		2,080		2,600		2,600		2,600						

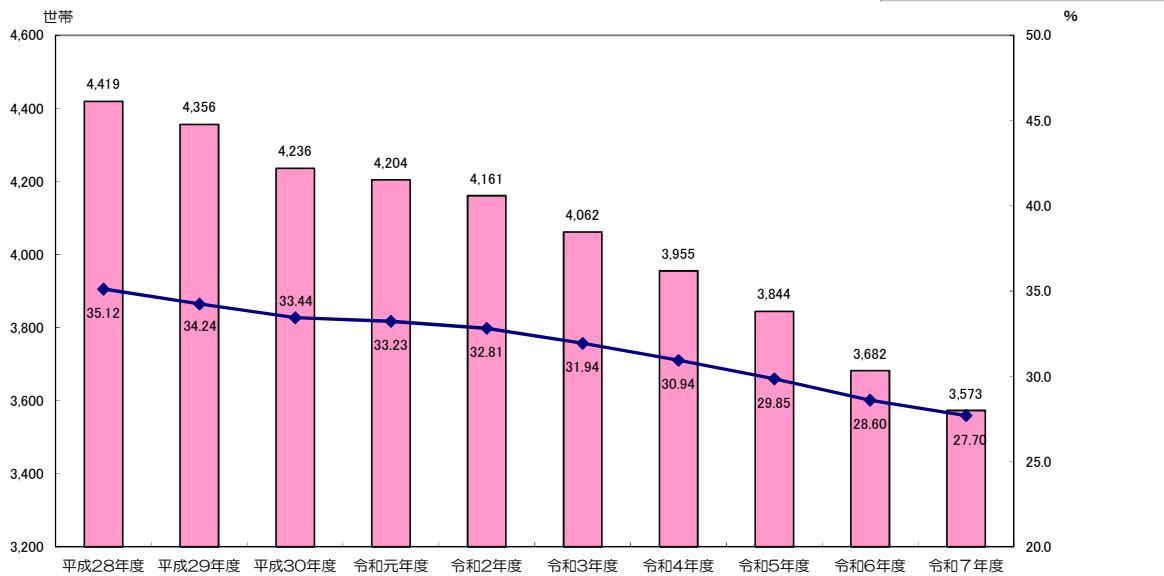
令和8年度 標準保険料率及び標準的な収納率 (本算定)

別添2

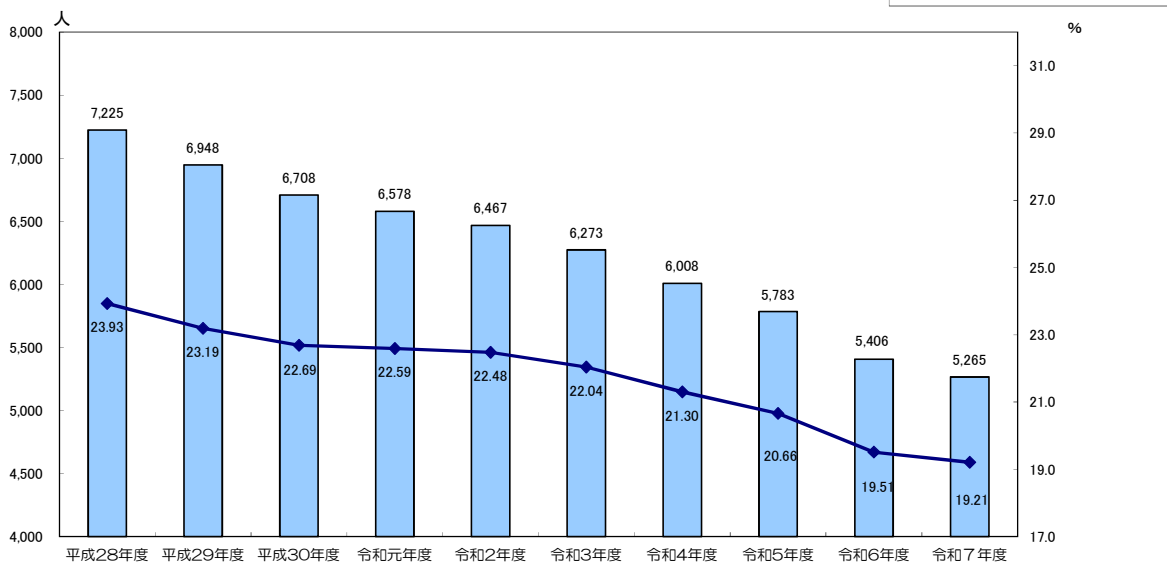
市町村番号	市町村名	標準的な 収納率 (%)	市町村標準保険料率																
			医療分				後期分				介護分				子ども分				
			所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	18歳以上 (円)
00190017	甲府市	92.64	7.10	-	31,616	20,702	2.89	-	12,787	8,373	2.38	-	12,573	6,313	0.29	-	1,255	825	73
00190025	富士吉田市	96.21	7.38	-	32,843	21,506	2.85	-	12,609	8,256	2.35	-	12,431	6,242	0.28	-	1,229	808	51
00190041	都留市	96.38	6.43	-	28,631	18,748	2.80	-	12,375	8,104	2.30	-	12,120	6,085	0.28	-	1,229	797	59
00190058	山梨市	96.21	6.43	-	28,619	18,740	2.82	-	12,487	8,176	2.32	-	12,244	6,148	0.28	-	1,244	814	71
00190066	大月市	96.38	6.47	-	28,793	18,854	2.80	-	12,411	8,127	2.25	-	11,867	5,958	0.27	-	1,256	786	28
00190074	韮崎市	96.21	7.23	-	32,177	21,070	2.77	-	12,261	8,029	2.29	-	12,082	6,067	0.27	-	1,230	792	54
00190082	南アラス市	96.21	6.82	-	30,358	19,879	2.80	-	12,412	8,128	2.33	-	12,310	6,181	0.28	-	1,214	797	72
00190090	北杜市	96.21	6.69	-	29,792	19,482	2.83	-	12,527	8,203	2.34	-	12,332	6,192	0.27	-	1,201	789	63
00190108	甲斐市	96.21	6.81	-	30,289	19,834	2.81	-	12,452	8,154	2.33	-	12,312	6,182	0.28	-	1,204	799	78
00190116	笛吹市	96.21	7.07	-	31,483	20,615	2.83	-	12,519	8,198	2.35	-	12,405	6,228	0.28	-	1,231	815	78
00190124	上野原市	96.38	6.24	-	27,790	18,198	2.76	-	12,200	7,989	2.26	-	11,915	5,983	0.27	-	1,258	793	34
00190132	甲州市	96.21	7.13	-	31,748	20,789	2.83	-	12,522	8,200	2.34	-	12,335	6,194	0.28	-	1,237	817	80
00190140	中央市	96.38	6.63	-	29,512	19,325	2.79	-	12,353	8,089	2.33	-	12,283	6,167	0.28	-	1,218	798	72
00190728	早川町	96.38	5.04	-	22,437	14,892	2.88	-	12,740	8,342	2.37	-	12,495	6,274	0.28	-	1,269	800	48
00190736	身延町	96.38	6.08	-	27,070	17,726	2.81	-	12,422	8,134	2.29	-	12,117	6,084	0.27	-	1,244	786	42
00190744	南都町	96.38	6.17	-	27,474	17,990	2.78	-	12,322	8,069	2.29	-	12,080	6,065	0.27	-	1,272	790	24
00190793	昭和町	96.38	6.90	-	30,714	20,112	2.79	-	12,353	8,089	2.32	-	12,244	6,148	0.28	-	1,215	814	86
00190975	道志村	96.38	6.59	-	29,332	19,207	2.76	-	12,204	7,992	2.26	-	11,946	5,998	0.28	-	1,182	809	127
00190983	西桂町	96.38	6.80	-	30,289	19,821	2.71	-	11,986	7,849	2.28	-	12,055	6,053	0.27	-	1,217	774	37
00190991	忍野村	96.38	7.51	-	33,408	21,876	2.84	-	12,573	8,233	2.37	-	12,496	6,275	0.28	-	1,216	819	102
00191007	山中湖村	96.38	6.82	-	30,360	19,880	2.87	-	12,693	8,312	2.37	-	12,493	6,273	0.28	-	1,219	823	114
00191049	鳴沢村	96.38	7.20	-	32,028	20,972	2.82	-	12,497	8,183	2.35	-	12,389	6,221	0.28	-	1,223	798	75
00191064	小菅村	96.38	7.65	-	34,057	22,301	2.90	-	12,859	8,420	2.38	-	12,544	6,298	0.28	-	1,247	803	52
00191072	丹波山村	96.38	7.23	-	32,163	21,061	2.80	-	12,413	8,128	2.30	-	12,140	6,095	0.28	-	1,278	801	37
00191080	富士河口湖町	96.38	6.90	-	30,716	20,113	2.74	-	12,133	7,945	2.28	-	12,016	6,033	0.28	-	1,218	803	78
00191088	市川三郷町	96.38	6.51	-	28,949	18,956	2.73	-	12,106	7,927	2.26	-	11,956	6,003	0.27	-	1,228	788	52
00191106	富士川町	96.38	6.42	-	28,567	18,706	2.75	-	12,181	7,977	2.28	-	12,047	6,049	0.27	-	1,225	790	56

## (2) 韮崎市国民健康保険の現況について

### 国保世帯数の推移（年度末数）



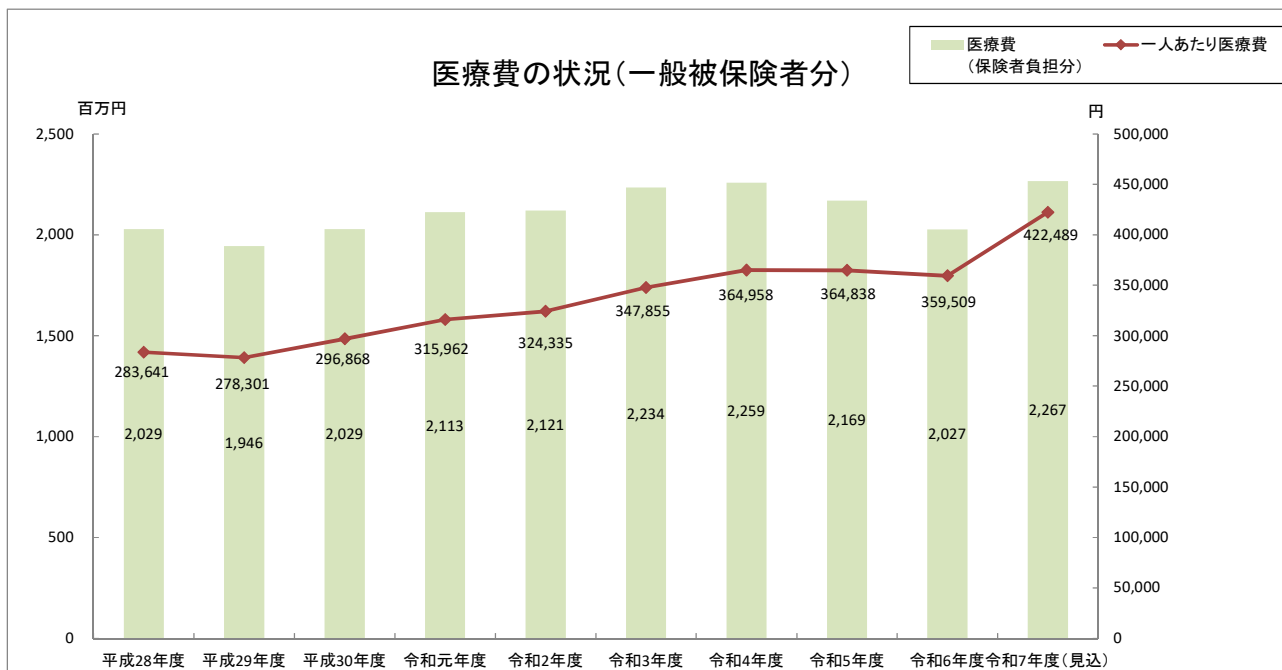
### 国保被保険者数の推移（年度末数）



#### ● 加入状況

(年度末現在、令和7年度は12月末現在)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市全体	世帯数 (世帯)	12,584	12,722	12,669	12,652	12,684	12,716	12,783	12,876	12,873	12,901
	人口 (人)	30,191	29,966	29,568	29,124	28,764	28,464	28,205	27,986	27,703	27,413
国保	世帯数 (世帯)	4,419	4,356	4,236	4,204	4,161	4,062	3,955	3,844	3,682	3,573
	被保険者数 (人)	7,225	6,948	6,708	6,578	6,467	6,273	6,008	5,783	5,406	5,265
加入割合	世帯 (%)	35.12	34.24	33.44	33.23	32.81	31.94	30.94	29.85	28.60	27.70
	人数 (%)	23.93	23.19	22.69	22.59	22.48	22.04	21.30	20.66	19.51	19.21



● 医療費の状況(一般被保険者)

(事業年報より)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込)
医療費 (保険者負担分) (千円)	2,029,449	1,945,600	2,028,797	2,112,838	2,120,502	2,233,580	2,258,724	2,168,959	2,026,913	2,267,075
被保険者数 (年度平均) (人)	7,155	6,991	6,834	6,687	6,538	6,421	6,189	5,945	5,638	5,366
一人あたり医療費 (円)	283,641	278,301	296,868	315,962	324,335	347,855	364,958	364,838	359,509	422,489

\* 保険者負担分には、高額療養費を含んでいる

各種水準の増減(前年比)

別添参考3

● 所得水準

市町村名	令和7年度(本算定)		令和8年度(本算定)		増減	
	一人あたり所得額	所得水準	一人あたり所得額	所得水準	一人あたり所得額	所得水準
甲府市	608,960	0.925	621,450	0.912	+ 12,490	▲ 0.013
富士吉田市	638,246	0.970	700,810	1.028	+ 62,564	+ 0.058
都留市	634,144	0.964	663,574	0.973	+ 29,430	+ 0.009
山梨市	752,082	1.143	792,107	1.162	+ 40,025	+ 0.019
大月市	555,833	0.845	568,105	0.833	+ 12,272	▲ 0.012
韮崎市	588,783	0.895	590,393	0.866	+ 1,610	▲ 0.029
南アルプス市	651,729	0.990	680,771	0.999	+ 29,042	+ 0.009
北杜市	597,739	0.908	626,870	0.920	+ 29,131	+ 0.012
甲斐市	634,462	0.964	652,812	0.958	+ 18,350	▲ 0.006
笛吹市	798,438	1.213	818,395	1.201	+ 19,957	▲ 0.012
上野原市	619,055	0.941	632,155	0.927	+ 13,100	▲ 0.014
甲州市	817,609	1.242	874,757	1.283	+ 57,148	+ 0.041
中央市	645,039	0.980	663,160	0.973	+ 18,121	▲ 0.007
早川町	545,523	0.829	649,031	0.952	+ 103,508	+ 0.123
身延町	565,681	0.860	574,799	0.843	+ 9,118	▲ 0.017
南都町	561,589	0.853	571,555	0.838	+ 9,966	▲ 0.015
昭和町	803,289	1.221	831,225	1.219	+ 27,936	▲ 0.002
道志村	702,641	1.068	737,202	1.081	+ 34,561	+ 0.013
西桂町	581,884	0.884	585,685	0.859	+ 3,801	▲ 0.025
忍野村	708,875	1.077	807,471	1.184	+ 98,596	+ 0.107
山中湖村	854,288	1.298	868,661	1.274	+ 14,373	▲ 0.024
鳴沢村	768,207	1.167	740,185	1.086	▲ 28,022	▲ 0.081
小菅村	680,626	1.034	747,340	1.096	+ 66,714	+ 0.062
丹波山村	620,427	0.943	712,146	1.045	+ 91,719	+ 0.102
富士河口湖町	687,440	1.045	700,686	1.028	+ 13,246	▲ 0.017
市川三郷町	604,277	0.918	604,272	0.886	▲ 5	▲ 0.032
富士川町	575,630	0.875	581,084	0.852	+ 5,454	▲ 0.023
県全体	658,055	1.000	681,699	1.000	+ 23,644	+ 0.000

● 年齢調整後医療費水準

市町村名	令和7年度(本算定)		令和8年度(本算定)		増減	
	年齢調整後医療費水準	順位	年齢調整後医療費水準	順位	年齢調整後医療費水準	順位
甲府市	1.016	11	1.027	10	+ 0.011	12
富士吉田市	1.083	2	1.088	2	+ 0.005	13
都留市	1.028	7	1.052	4	+ 0.024	5
山梨市	1.046	4	1.016	13	▲ 0.030	24
大月市	1.022	10	1.034	7	+ 0.012	11
韮崎市	1.034	6	1.022	12	▲ 0.013	20
南アルプス市	0.990	15	0.977	20	▲ 0.013	21
北杜市	0.880	25	0.862	25	▲ 0.018	22
甲斐市	0.962	21	0.961	21	▲ 0.002	15
笛吹市	0.998	14	0.995	16	▲ 0.004	17
上野原市	1.058	3	1.071	3	+ 0.013	10
甲州市	1.005	13	1.001	14	▲ 0.004	18
中央市	1.028	8	1.032	8	+ 0.004	14
早川町	0.770	27	0.853	26	+ 0.083	1
身延町	1.041	5	1.031	9	▲ 0.009	19
南都町	0.988	16	0.986	19	▲ 0.002	16
昭和町	1.011	12	1.027	11	+ 0.016	8
道志村	0.880	26	0.837	27	▲ 0.043	26
西桂町	0.907	24	0.879	24	▲ 0.027	23
忍野村	1.022	9	1.047	5	+ 0.025	4
山中湖村	0.907	23	0.930	23	+ 0.024	6
鳴沢村	0.914	22	0.990	17	+ 0.076	2
小菅村	0.968	20	1.043	6	+ 0.075	3
丹波山村	1.274	1	1.184	1	▲ 0.090	27
富士河口湖町	0.984	17	0.998	15	+ 0.014	9
市川三郷町	0.970	19	0.987	18	+ 0.017	7
富士川町	0.983	18	0.943	22	▲ 0.040	25
県全体	1.000	-	1.000	-	+ 0.000	-



## (2) 令和7年度葦崎市国民健康保険特別会計の状況について

### 令和7年度国民健康保険特別会計決算見込

(歳入)

(単位：千円・%)

	科 目	R6決算額	R7決算見込額	R6対比(金額)	R6対比(割合)
1	国民健康保険税	555,189	540,486	△ 14,703	97.4
2	使用料及び手数料	300	300	0	100.0
3	国庫支出金	4,804	8,321	3,517	173.2
4	県支出金	2,127,911	2,329,638	201,727	109.5
5	財産収入	209	201	△ 8	96.2
6	繰入金				
	一般会計繰入金	242,259	224,621	△ 17,638	92.7
	基金繰入金	8,490	44,806	36,316	527.8
7	繰越金	0	0	0	—
8	諸収入	7,178	18,617	11,439	259.4
	合 計	2,946,340	3,166,990	220,650	107.5

(歳出)

(単位：千円・%)

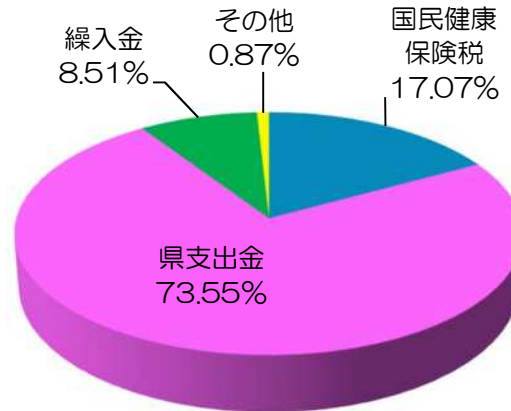
	科 目	R6決算額	R7決算見込額	R6対比(金額)	R6対比(割合)
1	総務費	52,891	56,505	3,614	106.8
2	保険給付費	2,053,543	2,282,703	229,160	111.2
3	国民健康保険事業費 納付金	782,352	769,468	△ 12,884	98.4
4	保健事業費	9,601	10,811	1,210	112.6
5	基金費	209	201	△ 8	96.2
6	諸支出金	7,011	4,593	△ 2,418	65.5
7	予備費	0	0	0	—
8	保健事業費 (健康づくり課所管)	40,733	42,709	1,976	104.9
	合 計	2,946,340	3,166,990	220,650	107.5

令和7年度決算見込財政割合

(歳入)

備考
国民健康保険税（一般・退職） 収納率見込 現年：95.68% 滞繰：25.18%
督促手数料等
子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修等
普通交付金（保険給付費分）、特別交付金
国民健康保険財政調整基金の利子収入
職員人件費等の一般会計からの繰入金
財政調整基金からの繰入金
前年度からの繰越金
返納金、その他収入等

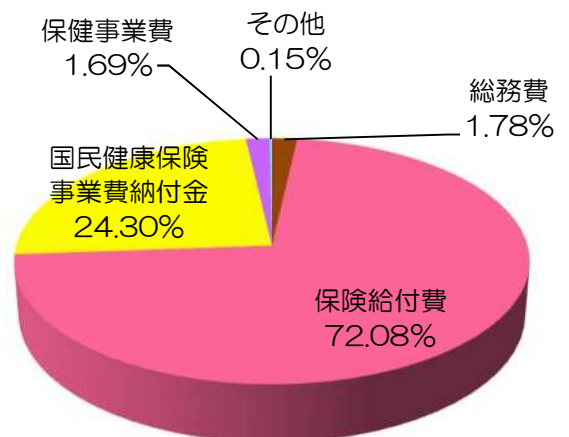
歳入



(歳出)

備考
職員給与費、国民健康保険運営に要する経費等
療養給付費、療養費、高額療養費等
県によって算定される事業費納付金
医療費適正化事業費（医療費通知の発行等）、保健事業費（糖尿病重症化予防事業等）
国民健康保険財政調整基金に積立てる経費
国庫支出金等の返還金、被保険者への還付金等
予備費
特定健診・特定保健指導等に係る経費

歳出



### (3) 令和8年度国民健康保険特別会計当初予算について

(歳 入)

(単位：千円・%)

	科 目	R7当初予算額	R8当初予算額	増減	R7対比(割合)
1	国民健康保険税	536,470	542,046	5,576	101.0
2	使用料及び手数料	300	300	0	100.0
3	国庫支出金	0	0	0	—
4	県支出金	2,330,354	2,276,984	△ 53,370	97.7
5	財産収入	201	893	692	444.3
6	繰入金				
	一般会計繰入金	223,620	210,103	△ 13,517	94.0
	基金繰入金	66,406	50,317	△ 16,089	75.8
7	繰越金	1	1	0	100.0
8	諸収入	12,516	4,616	△ 7,900	36.9
	合 計	3,169,868	3,085,260	△ 84,608	97.3

(歳 出)

(単位：千円・%)

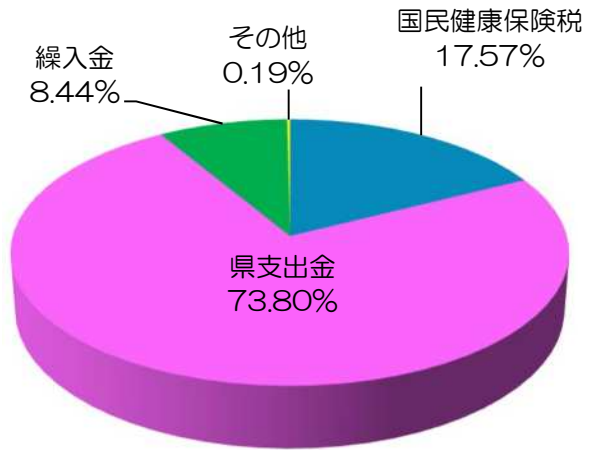
	科 目	R7当初予算額	R8当初予算額	増減	R7対比(割合)
1	総務費	48,484	48,800	316	100.7
2	保険給付費	2,285,192	2,232,917	△ 52,275	97.7
3	国民健康保険事業費 納付金	769,468	735,130	△ 34,338	95.5
4	保健事業費	10,811	10,419	△ 392	96.4
5	基金費	201	893	692	444.3
6	諸支出金	3,003	6,593	3,590	219.5
7	予備費	10,000	10,000	0	100.0
8	保健事業費 (健康づくり課所管)	42,709	40,508	△ 2,201	94.8
	合 計	3,169,868	3,085,260	△ 84,608	97.3

令和8年度当初予算財政割合

(単位：千円・%)

備考
被保険者数の減少による減 子ども・子育て支援金による増
督促手数料（例年実績による）
保険給付費のうち出産一時金と葬祭費を 除いた費用、特別交付金等
基金利子
一般会計繰入金
基金繰入金
延滞金・加算金及び返納金等

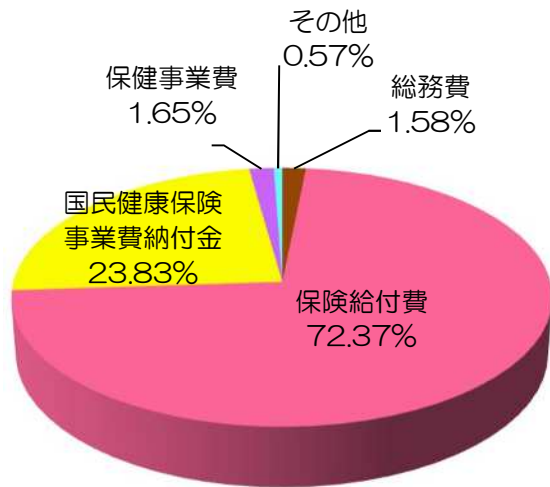
歳入

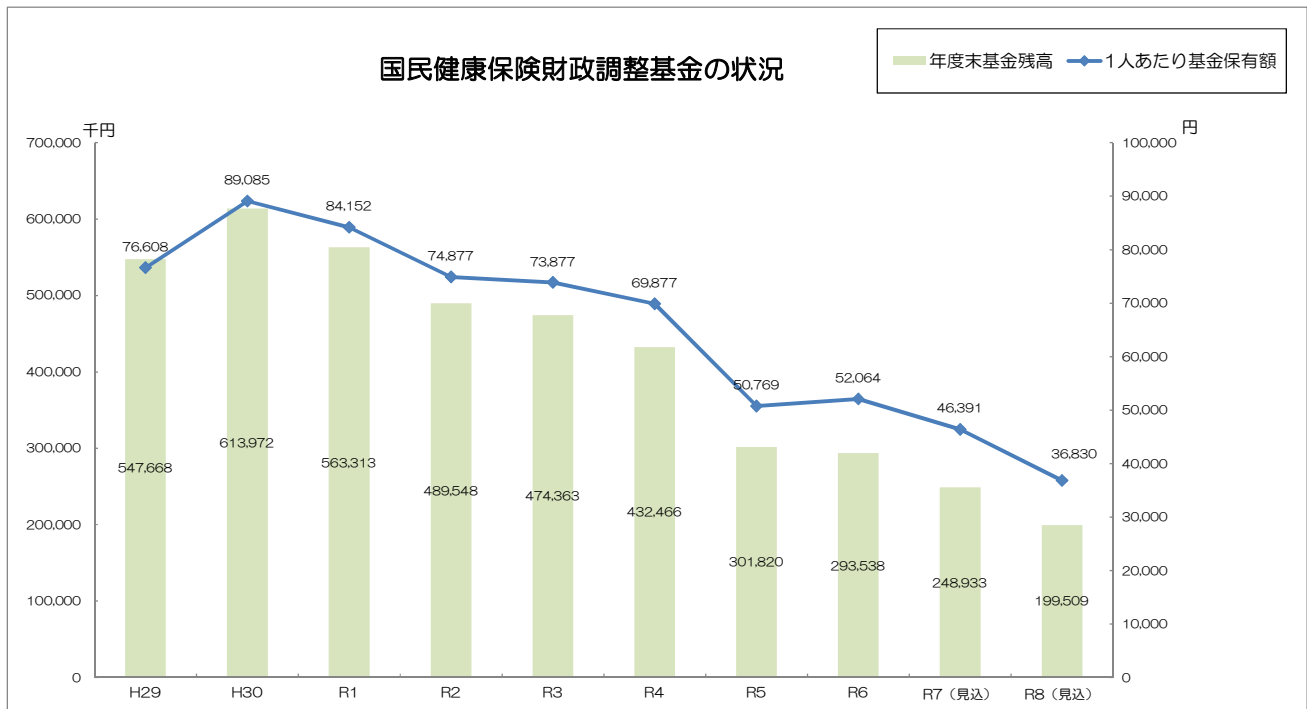


(単位：千円・%)

備考
職員給与費、国保運営費等（医療費のお知らせの 様式変更に伴う負担金の増）
療養給付費、療養費、高額療養費等 給付見込減による
県全体の医療費見込から公費等を調整し市の 医療費水準や所得水準等を基に算出
医療費適正化及び保健事業の実施（糖尿病等 重症化予防事業、受診適正化事業、等）
基金利子積立分
還付金、直営診療施設特別交付金繰出金 等
予備費
特定健診・特定保健指導・人間ドック等経費

歳出





● 国民健康保険財政調整基金の状況

(年度末)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)	R8 (見込)
当年度積立額 (千円)	145,871	66,304	657	782	654	196	180	208	201	893
当年度取崩額 (千円)	0	0	51,316	74,547	15,839	42,093	130,826	8,490	44,806	50,317
年度末基金残高 (千円)	547,668	613,972	563,313	489,548	474,363	432,466	301,820	293,538	248,933	199,509
被保険者数 (年度平均) (人)	7,149	6,892	6,694	6,538	6,421	6,189	5,945	5,638	5,366	5,417
1人あたり基金保有額 (円)	76,608	89,085	84,152	74,877	73,877	69,877	50,769	52,064	46,391	36,830

## (4) 令和8年度韮崎市国民健康保険事業計画（案）について

### 1. 基本方針

令和8年度の国民健康保険事業を計画的かつ効率的に運営するため、次に掲げる主要事業に積極的に取り組み、推進していくことを基本にこの事業計画を策定し、これを実施する。

なお、主要事業の執行にあたっては、関係機関、庁内各課との協議、連携のもと推進する。

### 2. 主要事業

令和8年度国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1)医療費適正化対策の推進
- (2)適用適正化対策の推進
- (3)収納率向上対策の推進
- (4)保健事業の推進
- (5)広報啓発事業の推進
- (6)共同保険者である県との連携

### 3. 具体的な対応策

#### (1) 医療費適正化対策の推進

##### ①レセプト点検事業について

- ・レセプト点検業務の強化を図るため、点検事務に精通した嘱託職員を引き続き雇用し、保険給付費及び柔整療養費のレセプトについて、診療内容の点検・請求点数・給付発生原因等の内容点検及び資格点検を行う。なお、点検は単月分に併せ何ヶ月かごとの縦覧点検も行う。
- ・点検により発見されたレセプトについて、過誤調整や再審査、不当利得等に伴う返還、第三者行為に伴う損害賠償等の請求をする。

##### ②医療費通知について

被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、医療機関等で治療を受けたときの医療費をお知らせする。

- ・通知は山梨県国民健康保険団体連合会への委託により実施し、年2回（1～10月診療分及び11・12月診療分）とする。
- ・内容については、通知が確定申告に明細として使用できるとされているため、申告に必要な事項について網羅するとともに、被保険者の利便性の向上のため、2月中

に12月診療分までを通知する。ただし、12月診療分については過誤調整の実施前であり、領収書と照らし合わせるよう周知を図る。

### ③第三者行為損害賠償求償事務について

交通事故等による第三者行為損害賠償求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから積極的に対応する。

- ・レセプト点検により傷病名から発見した事案についての医療機関及び被保険者への照会、また、新聞やニュースを活用した交通事故等の発見等、第三者行為の把握に努める。
- ・損害保険団体との覚書締結による届出書作成の援助等を活用して、早期に適切な届出をするよう勧奨する。
- ・ホームページや広報等により届出を確実にを行うよう被保険者に周知する。
- ・研修への積極的な参加から知識の習得に努め、国保連合会の専門求償員や国の求償アドバイザー等から助言を得て、課題の解決に取り組む。

### ④重複及び頻回受診者、重複服薬者に対する受診適正指導

豊富なノウハウのある専門業者へ委託し、重複多受診・重複投薬等の対象者への訪問指導・健康相談を実施することで、受診行動の適正化につなげる。

### ⑤ジェネリック医薬品差額通知について

患者負担の軽減、国保財政の改善に資することを目的として、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の、先発医薬品との差額をお知らせする。

- ・被保険者が見やすいように工夫した通知を送付し、併せてコールセンターによる相談窓口を設置して、ジェネリック医薬品についての理解を深め普及率の向上につなげる。
- ・使用状況について年齢別や性別等に類型化し、分析を行う中で国の掲げる目標利用率80%を維持する。(特に使用割合の低い10～14歳は60%以上を目指す。)

## (2) 適用適正化対策の推進

### ①資格の適正化について

- ・日本年金機構から提供される「国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表」等を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者で、国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対して、国保資格の異動手続きを促す。

### ②居所不明被保険者実態調査について

- ・「居所不明被保険者に係る国民健康保険資格喪失確認事務処理要綱」に基づき実施。
- ・資格確認書、納税通知書、督促状等が宛て所不明で戻ってきた方について、実態調査を行い、必要に応じて住民登録の職権消除の検討を行う。

### ③適正な賦課について

- 国民健康保険税の決め方や納め方などのリーフレットを作成し、納税通知書に同封して、納税意識の向上を図る。
- 税務収納課と連携する中で適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。
- 未申告者に対しては、保険税の軽減措置などが講じられない等の申告の必要性を窓口やホームページにて機会を捉えて周知する。

## (3) 収納率向上対策の推進

### ①収納体制の強化について

収納率向上対策の充実・強化を推進するため、税務収納課で策定した「徴収対策基本計画」や「国民健康保険税徴収事務処理方針」に基づき、収納担当課と連携して対応する。

### ②様々な納付手段の提供

- 金融機関での平日昼間のみでの収納に限らず、休日・夜間も支払いが可能なコンビニ収納、インターネット（地方税お支払サイト）を利用したクレジット決済等での納付、PayPay やd払い等の多くのスマホ決済アプリにより納付可能な地方税統一QRコードを活用した納付等、多様な納付手段を提供し、国保加入時の窓口や広報、ホームページへの記事掲載等による情報提供に努める。
- ペイジーサービス<sup>(※)</sup>について機会を捉えて勧奨し、口座振替の推進を図る。

※ペイジーサービスとは、金融機関のキャッシュカードだけで簡単に市税や保険料などの口座振替の申し込み手続きができる「口座振替受付サービス」です。

### ③滞納者対策

- 滞納者の所得・職業・滞納原因等を把握し、個々の資力に応じた収納計画を実行する。
- 納付意思の見極めを行い、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、財産調査を実施し、状況に応じて速やかに滞納処分を執行する。

### ④特別療養費の支給

- 対象者との折衝、納付相談や分納誓約等を行い、収納率の向上に努めた上で、特別な事情なく納期を1年以上経過しても納付催告、納付相談等一向に応じない者に対しては、税負担の公平性の観点から、事前通知を行い、特別療養費の支給対象とする。なお、事前通知を送る際には、訪問調査等により状況把握に努め、収納担当課と調整のうえ適正に対応する。

※特別療養費の支給とは、医療機関の窓口で医療費全額（10割）を負担していただき、後日申請により自己負担分（3割または2割）を除いた金額を支給する制度です。

#### (4) 保健事業の推進

データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）に基づき、被保険者の健康維持・増進のため、関係機関や健康づくり担当課と連携を図りながら、保健事業を推進する。

##### ①特定健康診査、特定保健指導の実施

40歳から74歳の国保加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病患者・予備群への対策として、メタボリックシンドローム予防に関する健康診査、保健指導を実施する。

- ・過去3か年に健診を受診したすべての方に事前予約の案内を送付、また感染症対策をした中での集団健診を夏と秋に分け、また、土曜・日曜にも日程を設けて行うことにより、受診率の向上を図る。
- ・ナッジ理論に基づき、対象者の特性に合わせた受診勧奨通知を未受診者に送付することにより、受診率の向上につなげる。

- ・令和8年度特定健診目標受診率、特定保健指導目標実施率

特定健診受診率 57.0%（令和6年度法定報告54.9%）

特定保健指導実施率 65.5%（令和6年度法定報告66.8%）

※目標値は第4期特定健診等実施計画書より

##### ②人間ドック事業

疾病の早期発見・早期治療により、重症化を防ぎ、健康の保持増進につなげるため、国保加入者の受診費用に対し助成を行う。

- ・人間ドック公費負担額

男性：23,000円 女性：28,000円

※40歳～74歳で葦崎市国民健康保険に加入している方

- ・脳ドック公費負担額 10,000円

※年度末年齢が50歳に達し、前年度脳ドックを受診していない市民

##### ③糖尿病重症化予防の取り組み

- ・腎不全による透析療法ステージに移行する前の糖尿病患者に対し、医師の指示のもと、民間のノウハウを活用した個別の保健・生活指導を実施し、重症化を予防する。
- ・委託元からの報告や国保データベース（KDB）を活用して事業の評価を行い、結果を次年度以降の事業につなげる。

##### ④健診異常値放置者受診勧奨

- ・特定健診の受診後、その結果に異常値があるにも関わらず医療機関受診が確認できない対象者を特定し、通知書を送付することで疾病の早期発見、医療費の適正化につなげる。

#### ⑤地域包括ケアへの取り組み

- KDBを活用し、介護予防や生活支援の対象となる被保険者について、医療費や健診結果等のデータを抽出・提供し、介護保険と国保との連携を意識した保健事業を推進する。
- 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉等の議論の場や実施事業に、国保の視点から参画することで介護保険との連携を深める。

#### ⑥高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の取り組み（令和6年度から実施）

- 年齢が75歳に到達すると、それまで国民健康保険や社会保険制度等から後期高齢者医療制度で移行することとなり、これまでの健康診査の結果や保健事業が途切れてしまい、継続的な支援ができないことが課題であった。高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施とは、このような課題を解消するため、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を医療専門職が積極的に関わり、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活と社会参加ができるよう目指す取り組み。長寿介護課・健康づくり課・市民生活課で連携し事業を実施していく。

令和6年度からハイリスクアプローチとして、健康状態不明者対策事業を行っており、訪問により生活状況・身体状況などを確認し、必要な支援に繋げている。令和8年度も引き続き継続していく。また、ポピュレーションアプローチとして、いきいき貯筋クラブなどに介入し、フレイル予防に努めていく。

また、令和7年度より、後期高齢者についても総合健診会場でのeGFR測定（詳細な腎機能測定）を実施し、糖尿病や慢性腎臓病等のスクリーニングを行っている。

### (5) 広報啓発事業の推進

被保険者はもとより、広く市民に対して国保制度や健康に対する関心を持ってもらうために、積極的な広報活動を推進する。

#### ①国保制度への理解の促進

- 国保事業全般を分かりやすく解説した小冊子を窓口等で配布、説明し、国保制度への理解を図る。
- 市の保健事業をまとめた紙面を国保加入時に配布し、健康への関心を高める
- 毎年度の資格確認書更新時にジェネリック医薬品促進の表示があるカードケースを同封、加入全世帯に配布することで医療費適正化への協力を得る。

#### ②市広報誌の活用

- 「広報にらさき」にて、適用適正化強調月間である10月と、住民異動の多い3月に国保制度啓発の特集記事を掲載する。

### ③インターネットの活用

- 市のホームページにおいて、国保制度や各種届出についてのわかりやすい掲載に努める。
- SNSを活用し、若い世代に向けて情報発信を行う。
- メールでの問い合わせに対応する。

## (6) 共同保険者である県との連携

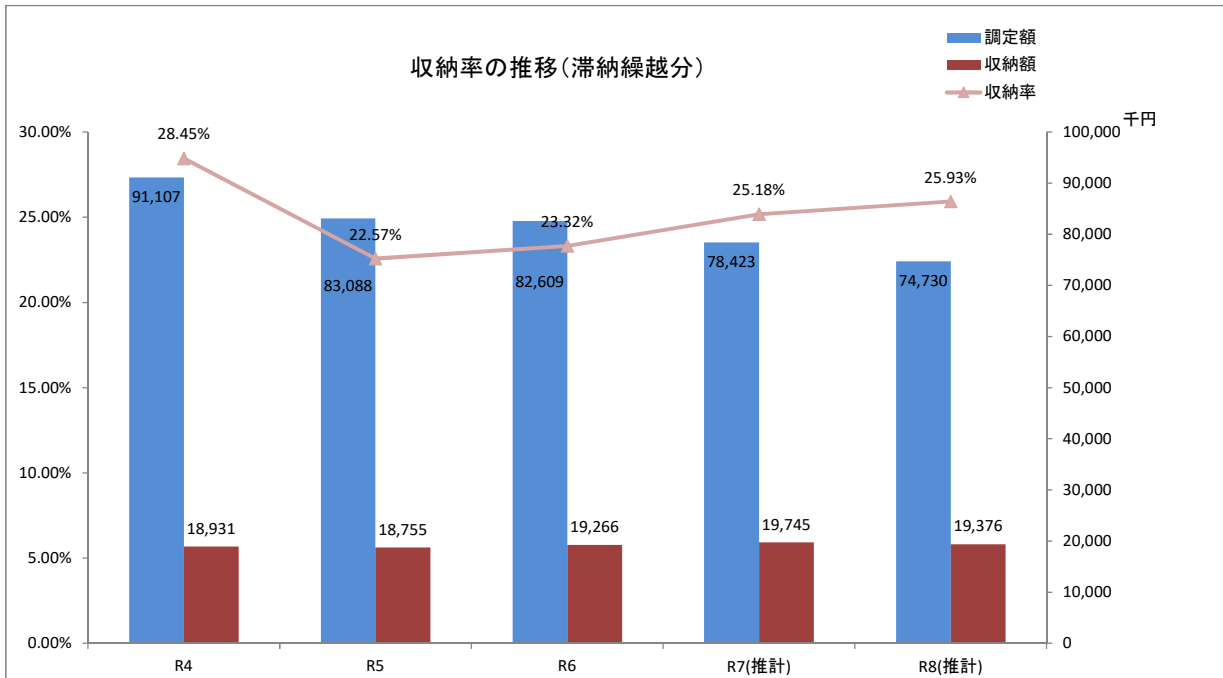
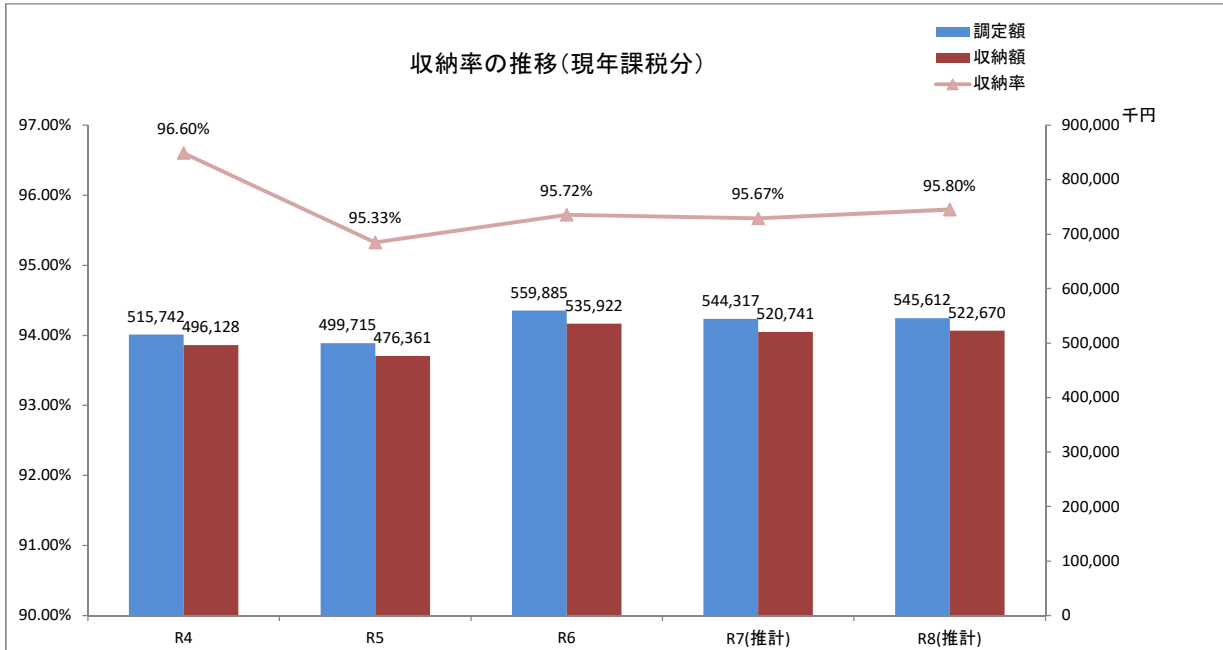
### ①国民健康保険税水準の統一に向けた検討

- 県との連携会議において、医療費水準や収納率の格差縮小や医療費適正化の取り組み等、国保税水準の県内統一に向けた課題解決の検討を行う。

### ②国民健康保険に係る事務・事業の平準化、効率化、広域化に向けた検討

- 国保事務処理の平準化等について、県や県内市町村と連携する中で取り組み、サービスの均質化や経費削減等につなげる。

別添資料 1



1-1 収納率の推移(現年分)

(単位: 千円・%)

	R4	R5	R6	R7(推計)	R8(推計)
調定額	515,742	499,715	559,885	544,317	545,612
収納額	496,128	476,361	535,922	520,741	522,670
収納率	96.60%	95.33%	95.72%	95.67%	95.80%

1-2 収納率の推移(滞納繰越分)

(単位: 千円・%)

	R4	R5	R6	R7(推計)	R8(推計)
調定額	91,107	83,088	82,609	78,423	74,730
収納額	18,931	18,755	19,266	19,745	19,376
収納率	28.45%	22.57%	23.32%	25.18%	25.93%

1-3 滞納世帯の状況

(単位: 世帯)

	R3	R4	R5	R6	R7
国保世帯数	4,189	4,102	3,969	3,864	3,718
滞納世帯数	249	232	454	441	456
割合	5.9%	5.7%	11.4%	11.4%	12.3%

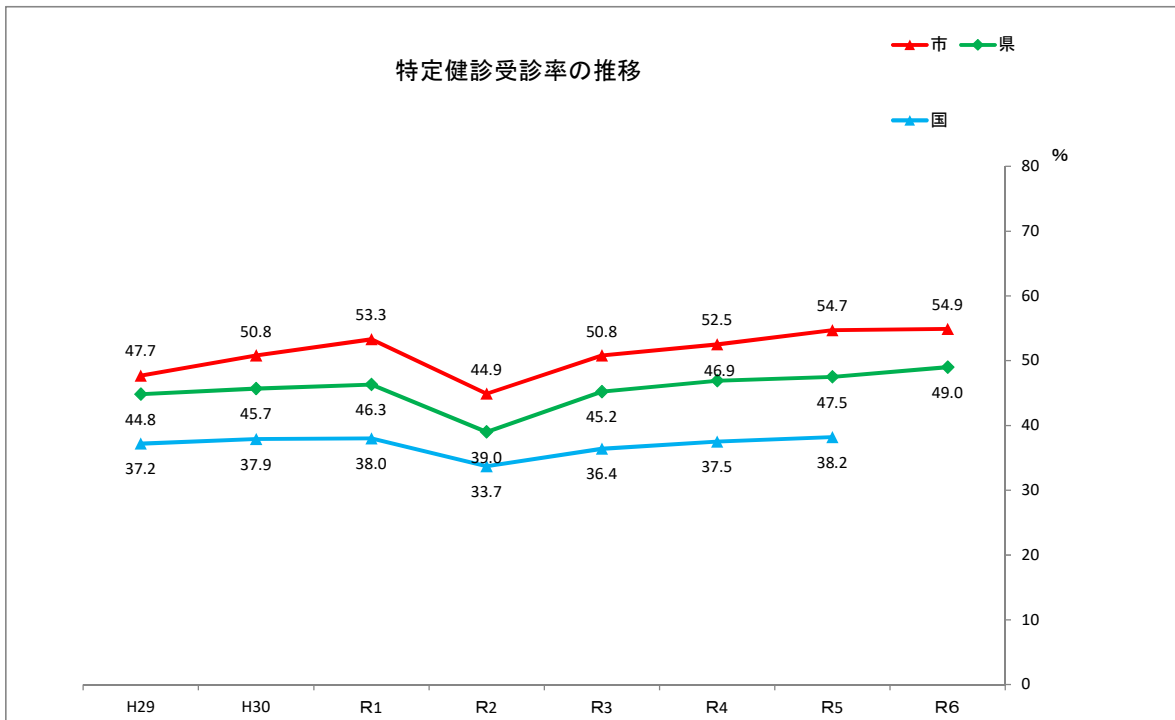
1-4 短期証・資格証発行・特別療養費対象世帯の状況(単位: 世帯)

	R3	R4	R5	R6	R7
短期証	140	86	69	53	
資格証	38	22	19	21	
特別療養費				0	27

※短期証・資格証はR6年12月1日で廃止・特別療養費支給制度に移行

※厚労省提出「予算関係資料」より当該年度6月1日の状況

別添資料 2

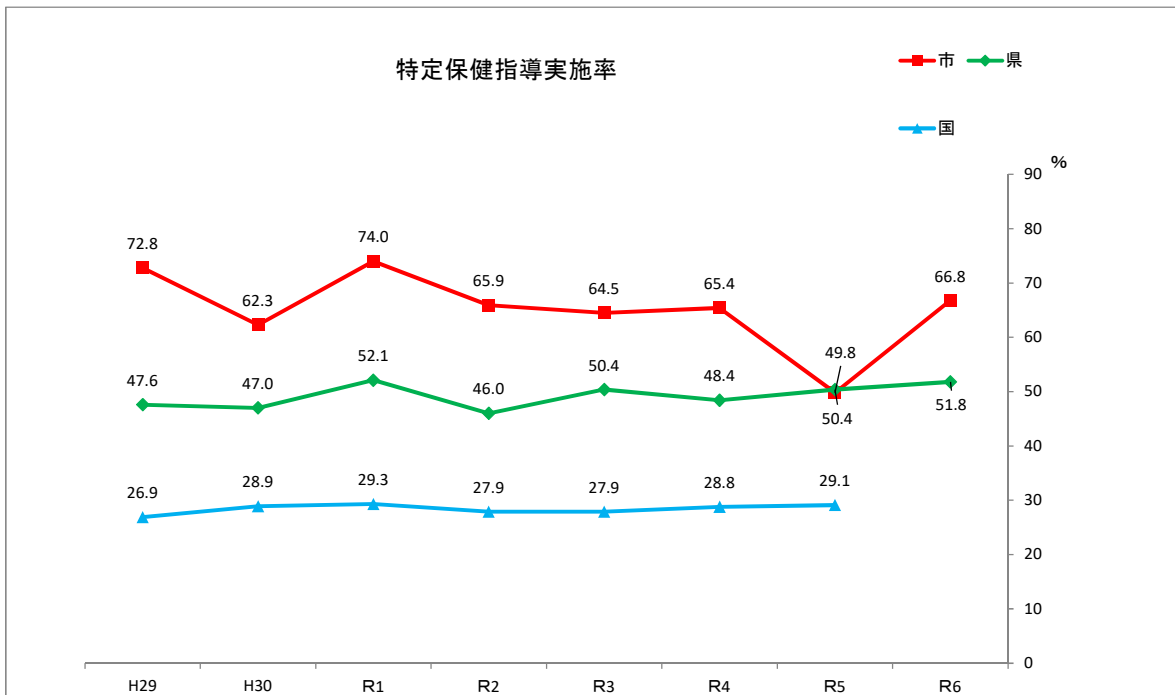


2-1 特定健診受診率の推移

(単位：%)

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市	47.7	50.8	53.3	44.9	50.8	52.5	54.7	54.9
県	44.8	45.7	46.3	39.0	45.2	46.9	47.5	49.0
国	37.2	37.9	38.0	33.7	36.4	37.5	38.2	

※R6国数値は未公表 (R8.1.20時点)



2-2 特定保健指導実施率の推移

(単位：%)

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市	72.8	62.3	74.0	65.9	64.5	65.4	49.8	66.8
県	47.6	47.0	52.1	46.0	50.4	48.4	50.4	51.8
国	26.9	28.9	29.3	27.9	27.9	28.8	29.1	

※R6国数値は未公表 (R8.1.20時点)

### 2-3 糖尿病重症化予防事業

#### 【事業内容】

レセプト分析により、腎機能が急激に低下する顕性腎症期と、顕性腎症期に至る前段階の早期腎症期を対象者として抽出し、事業への参加勧奨を実施。

参加申し込みのあった方に対し、栄養士等の専門家による指導・相談を6ヶ月間実施。

【R4～オンライン指導選択可・R5～簡易指導（1回30分程度の電話指導）・R6～3か月指導追加】

(単位：人・%)

	指導内容	対象者	参加者	参加率	終了者	終了率	新規透析移行数
R5	6か月指導	136	5	3.7	5	100.0	0
	電話指導	195	36	18.5	36	100.0	0
R6	6か月指導	120	4	3.3	4	100.0	0
	3か月指導	80	2	2.5	2	100.0	0
	電話指導	200	45	22.5	45	100.0	0
R7 ※途中経過	6か月指導	184	4	2.1	-	-	-
	3か月指導	71	1	1.4	-	-	-
	電話指導	184	17	9.2	-	-	-

### 2-4 受診行動適正化指導

#### 【事業内容】

レセプト分析により、医療機関等への頻回・重複受診、また重複服薬が認められる対象者を特定し、適正な医療機関のかかり方について、保健師等の専門家による指導を実施。

(単位：人・%・円)

	対象者	参加者	参加率	終了者	終了率	削減効果額
R5	85	5	5.9	5	100.0	232,140
R6	65	4	6.2	4	100.0	115,596
R7	61	7	11.5	-	-	-

(途中経過)

### 2-5 ジェネリック医薬品差額通知

#### 【事業内容】

レセプト分析により、ジェネリック医薬品の使用率が低く、切替による薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定し通知を送付する。

	通知数	切替のべ人数	使用率
R5	387	3,235	85.0
R6	262	2,861	89.5
R7	154	-	-

(途中経過)

### 2-6 健診異常値放置者受診勧奨事業

#### 【事業内容】

健診結果及びレセプト分析により、健康診断で異常があったが、その後医療機関等にかかっていない方に対し、受診勧奨の通知を送り受診につなげる。

	受診勧奨者	受診状況
R5	58	13
R6	46	10
R7	49	-

(途中経過)

※各事業の効果については、来年度の第1回会議にてご報告する予定です。

蕨崎市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

◎会 長 水川 勉

○職務代理 金丸 光太郎

公益代表委員

氏 名	備 考
水川 勉	蕨崎市社会福祉協議会 会長
金丸 光太郎	蕨崎市民生委員児童委員協議会 会長
樋口 志郎	地区長連合会 副会長
近藤 明美	蕨崎市女性団体連絡協議会 理事
山本 幸子	蕨崎市愛育会 会長

被保険者代表委員

氏 名	備 考
平賀 高茂	
樋口 悦子	
猪股 加代子	
飯野 直人	
根岸 洋一	

保険医（薬剤師）代表委員

氏 名	備 考
千野 公久	千野眼科医院
秋山 敬	秋山内科クリニック
窪田 るみ	山本歯科医院
仲澤 きよ美	イリス薬局
井上 泰輔	蕨崎市立病院院長

被用者保険等保険者代表委員

氏 名	備 考
長田 文彦	健康保険組合連合会山梨連合会